電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

注）事務処理規程の記載内容に関するご相談は弊社ではお伺いできません。

　　お手数ですが、管轄の税務署又は顧問税理士や会計士にご相談ください。

　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

（訂正削除の原則禁止）

　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

　業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除記録簿」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間にあわせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

　・　訂正・削除日付

　・　帳票種別

　・　帳票番号

　・　取引先名

　・　訂正・削除内容

　・　訂正・削除理由

(上記はサンプルです。貴社が必要と定める項目を記入してください)

　この規程は、令和○年○月○日(運用開始日付を入力してください)から施行する。

事業者名　：アイシーエスサービス

責任者　　：取引 太郎